

平 31 長 寿 社 会 第 917 号
令和 2 年 (2020 年) 1 月 7 日

各介護保険施設等の管理者 様

山口県健康福祉部長寿社会課長

介護サービスの提供に係る書類等の電磁的方法による作成・保存について

平素から、介護保険制度の運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

指定介護保険施設等において整備する介護サービスの提供に関する計画・記録等については、厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に関する基準等により、完結から2年間保存しなければならないと定められています。

近年、ICT等の導入により電磁的媒体を利用される施設等も増加していますが、電磁的記録が可能とされている文書についても、保存期限については紙媒体と同様の取り扱いとなっているところです。

つきましては、サービス提供記録や、加算要件で当該利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項の伝達方法として確実な方法として認められているメール等も含め、電磁的記録の保存を行う場合は、必ずバックアップを取得し、必要に応じ、電磁的記録として保存された情報を出力することにより、明瞭かつ整然とした形式で電子機器に表示し、書面を作成することができる状態にしてください。また、実地指導等においては、保存された電子記録を速やかに閲覧できる状況にしておく必要がありますので、その対応についても遺漏のないようお願いいたします。

なお、実地指導時に、記録等が確認できない事例があった場合は、報酬の返還を求める場合もありますのでご留意ください。

介護保険班
担当：原
TEL 083-933-2774
FAX 083-922-3022